

## 鎌倉市の定期報告制度

令和元年6月の建築基準法改正により、鎌倉市において定期報告が必要となる建築物や建築設備などの要件が変わりました。所有者や管理者の方においては、次の各表をご覧ください、定期報告の対象に該当するか否かをご確認ください。

### 1 定期報告制度について

百貨店、ホテルや病院など、不特定多数の人が利用する特殊建築物等については、構造の老朽化、避難設備の不備、建築設備の作動不良などによって、大きな事故や災害が発生する恐れがあります。こうした事故等を未然に防ぎ建築物等の安全性や適法性を確保し続けるために、建築基準法第12条に基づき、専門の技術者（調査・検査資格者）により建築物等を定期的に調査・検査し、特定行政庁に報告することを求めているものです。

### 2 定期報告の対象となる「建築物」

次の用途・規模等に該当する建築物が対象となります。※1

	用途	規模等（床面積が200㎡を超えるものに限る）
(1)	劇場、映画館、演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途（100㎡超）が地階又は3階以上の階にある</li> <li>・客席の床面積が200㎡以上</li> <li>・主階が1階にない</li> </ul>
(2)	観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途（100㎡超）が地階又は3階以上の階にある</li> <li>・客席の床面積が200㎡以上</li> </ul>
(3)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、旅館、ホテル、共同住宅（サービス付高齢者向け住宅に限る）、寄宿舎（サービス付高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）、就寝用途の児童福祉施設等 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途（100㎡超）が地階又は3階以上の階にある</li> <li>・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上※3</li> </ul>
(4) ※4	体育館、図書館、博物館、美術館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途（100㎡超）が3階以上の階にある</li> <li>・当該用途の床面積が2000㎡以上</li> </ul>
(5)	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）、展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店、料理店、待合、キャバレー、カフェー、バー、ナイトクラブ、ダンスホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途（100㎡超）が地階又は3階以上の階にある</li> <li>・2階にある当該用途の床面積が500㎡以上</li> <li>・当該用途の床面積が3000㎡以上</li> </ul>

- ※1 避難階以外の階を次に掲げる用途に供するもの。
- ※2 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労支援を行う事業に限る。）を行う事業所
- ※3 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。
- ※4 学校に附属するものを除く。

### 3 定期報告の対象となる「建築設備」

次に該当する建築設備が対象です。

種別	報告対象の要件
機械換気設備	定期報告対象建築物に設置されている建築設備
中央管理方式の空気調和設備	
排煙機を設けた排煙設備	
非常用の照明装置	

### 4 定期報告の対象となる「防火設備」

次に該当する防火設備が対象です。

種別	報告対象の要件
防火設備 (外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>定期報告対象建築物に設置されているもの</u></li> <li>・ <u>次に掲げる用途で床面積が 200 m<sup>2</sup>以上</u>の建築物に設置されているもの</li> </ul> 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)、共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)、就寝用途の児童福祉施設等

### 5 定期報告の対象となる「昇降機」

次に該当する昇降機が対象です。

種別	報告対象の要件
エレベーター	全て（住戸内のもの及び労働安全衛生法に基づく検査済証の交付を受けたものを除く。）
エスカレーター	
小荷物専用昇降機 ※	

- ※ テーブルタイプ(昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも 50 cm以上高いもの)を含む

## 6 定期報告の対象となる「遊戯施設」

次に該当する遊戯施設が対象です。

種別	報告対象の要件
遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 観光用エレベーター</li><li>・ ウォーターシュート、コースター等の高架のもの</li><li>・ メリーゴーラウンド等の回転運動をし、原動機を使用するもの</li></ul>